

持続する志(四)

——秋月悌次郎と佐佐木高行

中西達治

一 明治五年一月六日、戊辰戦争の罪を免じられた秋月悌次郎と手代木直右衛門は、東京に呼び出され共に左院少議生に任命されて、明治政府の一員として新たな生活を始めた。秋月家の記録には、この間の事情を、「三月二十四日、左院少議生月給七十円に任じられ、東京に移る。」とある。(秋月胤徳編「秋月悌次郎年譜」)なお、一月六日の太政官布告は、彼等の名前を秋月悌次郎と手代木直右衛門とおり、新政府任官以後彼等はそれぞれ胤永・勝任というようにそれまでの諱を名乗るようになるが、本稿ではこれまでの流れから胤永ではなく悌次郎を用いることとする。

悌次郎は、上京すると先ず旧主容保公を尋ねて任官を報告、さらに四ッ谷にあった旧高須藩主松平義勇郎にも挨拶に向向いている。そこでは、以前記したように、容保公の母善孝院にも会っている。

東京在住中彼は、私塾を開いて若松からの親類縁者を始め多くの寄留生を養っていた。明治五年五月末、悌次郎がまだ東京に出て間もなくのこと、当時青森県庁で給仕をしていた柴五郎が、青森県大参事野田豁通に東京留学の気持を伝えたとき、東京に縁者があるかと質問されて、「東京には兄の四朗、親戚の木村丑徳、兄の親友秋月悌次郎、香坂宗精、手代木直右衛門などあり、いかようにも世話焼きてくれるはずなり。」と答えて、首尾よく上京する願いが叶ったという。(石光

真人編著『ある明治人の記録 会津人柴五郎の遺書』中公新書昭和四十六年初版。ちなみに柴五郎は、義和団の変が起こったとき、北京守備隊の隊長として世界にその名を謳われた。政治小説で名高い柴東海散士が、ここに出てくる兄四朗である。)当時の風習として、中央に出て成功した人物の許に地方からの関係者がやってくるのはごく自然の成り行きだったのである。

二

悌次郎と同時に任官した手代木勝任は、程なく地方官に転出する。

『太政官日誌』明治五年十一月五日の条に、香川県権参事に任命されたむねの記述がある。同じく十一月十日には、彼が正七位に叙せられたとあり、任官叙位の関係が推察できる。『手代木直右衛門伝』中、旧藩主松平容保公が、彼の進退に関わって詠んだ和歌が記されている。

こたび公より仰せごとありて手代木勝任の高須にあづけらるる折に

八重雲のけふはその身にかかるとも とく吹きはらへ木曾のやまかせ

先つとしかくよみて遣しけるに 此の壬申の春罪ゆるされて程なう公の司に加へられしに、こたび又選ばれて香川の県にさへ行きけるは いたうれしき御恵の風かなとよろこばしく

てなん

いはふぞや今は長閑き青雲に 立かはり行く旅のかどでを

勝任の任に赴く馬の餞に

仰せごと事なくはてて恙なく かへらむときをいまよりぞまつ

【大意】この度、朝廷のご命令があり、手代木勝任が高須に配流されたとき、「そなたの身には今、重苦しい雲が立ちこめているが、配流先の高須に木曾の山から吹く風よ、その黒雲を早く吹き払っておくれ。」と先年詠んで遣わしたのだったが、今年明治五年壬申の春、日出度く罪を許されて程なく朝廷の役人に任命されたが、今度選ばれて香川県に赴任するとは、何とうれしい朝廷のお沙汰かと喜ばしくて、こう詠んだ。「お祝するよ。今回は、のどかな青い雲の中で、勇躍赴任する旅の門出を。」勝任が香川に出発するはなむけに「任務を果たして、無事帰ってくるよ。今から待ち遠しい。」

というのがそれで、高須に配流されるときからのいきさつを述べ、特赦後少議生任官(公の司)後、香川県に赴任することを喜んでおり、この辺りの事情がよく分かる。彼は早い時期に少議生の職を離れて、地方官としての道を歩み始めているのである。

かつて「秋月胤永・手代木勝任の明治五年建白書について」という拙稿で左院少議生の秋月胤永と手代木勝任が連名で作成した斗南藩士救恤のための建白書の原稿の存在を報告したことがあるが、(二〇)一年九月、金城学院大学論集人文科学編第八巻一号)この経歴から考えると、これが書かれたのは任官直後に近い時期であったということになる。

三

明治六年六月二十四日、左院の制度改革があり悌次郎は左院議生免官となる。第三郎宛、議生廃止を伝える七月十四日付けの手紙、無職

になった心境を伝える八月七日付けの手紙が残されている。その後半年、彼は明治七年一月に左院五等議官となる。明治八年四月十四日、太政官制の改革により、左院が廃止され元老院が設置される。この時のことを報じた三郎宛の手紙がある。

(前略) 然ハ昨日御改革被仰出、左院被廢、新規ニ元老院大審院と申役所被□候御発令ニ而、議官共七人斗ハ正院へ転任、外ハ皆自然の免官、御用滞在被仰付月給三分の一賜候、何ニモ金不足ハ大困ニ御座候へ共、官途の浮沈は常事にし而不足驚、且吾人の事にも無御座候條、御案思被下間敷候且三分一も先年の三分一より多□□ハ□□侍養料も可被差上と存居候、勅任官抔大勢免し切ニ而、三分一も不被下、誠ニ以氣之毒ニ御座候、議官共も元老院大審院之内へ更ニ御採用相成との嘸も御座候へ共、此も沙汰ニ而相分不申候、(下略)

四月十五日 兄より

三郎様

【大意】左院は廃止され、元老院と大審院が設置された。議官の内七名は正院に移籍するが、その他のメンバーは自然免官という事になる。その結果職を失った一同は、御用滞在という名目で、これまでの俸給の三分の一が支給される。金が無くて困っているが、官職の浮沈はよくある事で、驚くには及ばない。三分の一とはいえ、この前の時よりは沢山支給されているから、そちらへの侍養金(母を養うため)の送金は出来るだろう。勅任官の大多数は、免官になって全くの無俸給で、気の毒な事だ。議官の中から、新設の役所に採用されるという話もあるが、これは噂なので何とも云えない。

改革の翌日出されたこの手紙には、制度改革に翻弄される官吏の様子が生々しく写し出されているといえよう。この時、嗣子胤浩も太政官を免官になっている。父子共に無官となったわけである。ただ悌次

郎は噂の通りだったかどうか、五月には、太政官七等出仕となっている。この時の任官の喜びを郷里の弟三郎に報じた五月三十日付けの手紙が残されている。

四

ところでこの年一月、本家の惣領丸山胤孝が鹿児島県師範学校教授の内示を受け、三月に赴任している。悌次郎としては、因縁深い鹿児島へ甥が赴任するというので感慨深いものがあつた。その一方、この年六月、旧高須藩主義勇の養嗣子義生が、塾生として悌次郎の許に寄宿しているのである。このことは弟三郎宛の私信の中に、高須藩の養嗣子義生が、入塾を希望しているがどうしたものかということを書いてあるものがあり、高須藩の歴史を記した『高藩紀事』最末尾に、「六月三日文学御修行シテ七等出仕秋月胤永工御入塾アリ。」とあることによつて、確認出来る。『章軒遺稿』中にはそのいきさつが、「創基日録小引」として記されている。

旧高須藩知事松平君。以年之六月来寓胤永家学焉。君早起晚寝。課業有程。出入有時。而其日程与応事接物遊行飲酒之瑣事。日必録之。余名之曰創基日録。夫君列華族。有禄資。有土地。其居家也。衣食優渥。使令不乏其人。而今断然棄之。来寓余家。百事不如意。能忍之。其志可以見也。方今之勢如不可長受俸禄坐食者。願君能忍其苦以成其身。又能儉其衣食。朴其邸宅。以殖不動之産。則永受安富之樂。勝前日之封侯遠矣。他日或為天子之重臣。議天下之大政。亦基於今日矣。余嘗囚於君藩。君遇之不以法而以情。今而思之。恍然淚下。今余乃嚴課苛督。將以報前日之盛恩。君以爲如何。明治八年十一月秋月胤永識。

【大意】 旧高須藩知事の松平（義生）氏が、今年六月以来私の塾に来て寄宿生となった。あなたは朝早く起き、夜は遅くにしか寝ない。課業

には程度があり、出入にも時間が決められている。そうしてその日程は、事に応じものに接し、遊行飲食のような瑣末なことからまで及んでいる。毎日その内容を必ず記し留め、私はその記録を創基日録と名付けた。だいたいあなたは、華族に列している方だ。俸禄もあり資産もある。土地もあり家もある。衣食は満ち足りていて全く乏しい思いをさせるものは無い。ところがあなたは、その境遇を断固として放棄し、私の家の寄宿生となった。ここでは、すべてが意のままにならないが、それを堪え忍んでいる。その志には、評価すべき点がある。近年の世情では、いつまでも身分で生活が保障されるということはない。あなたは、是非この苦勞を耐え忍び、身を立てなさい。また衣食の華美を排して、屋敷も質朴な作りにし、不動産を増やす、それによつて長く安楽で富裕な生活が出来ようになる。以前、藩主だった頃の生活に匹敵する暮らしが出来らるだろう。いつかあなたは、天皇の重臣として国政を議論する立場になるかも知れないが、その出発地点がここになる。私は以前あなたの治めていた高須藩に囚人としてとらわれの身だった。その時あなたは、私を法ではなく情を以て処遇された。今その時のことを思うと胸がいっぱいになり涙があふれ出る。今私が、課業にきびしく、監督を強くするのはかつてのあなたのご恩に報いるためである。あなたはどうか思われるか。八年十一月秋月胤永記す。

入塾した若い義生に、立身殖産のための心の持ちよう、生活道徳を説き、これこそが、かつて自分が高須において厚遇されたことに対する恩返しだというのである。これは旧藩時代の藩主に、処世の道徳を教える姿勢に通じるものがある。ここに記された「創基日録小引」が書かれた日付けに注目してみたい。実は、秋月胤徳編「秋月悌次郎年譜」に、「十一月、若松に帰り、母を養ふ。」とあるからである。悌次郎が職を辞して若松に帰ることを決意したまさに同じ月である。だとするとこれは、松平義生に対する別れの挨拶だったということになる。

文中には、養生と彼との関係に何等問題になる点は見られない。このまま塾生として彼が居続けても問題はないはずである。ところが引き受けて半年も経たないこの時期突然塾を閉じ、滞京することすら止めて帰省を決意した。議官から中堅以下の官僚として奉職することに堪えなかったというようなことがあったのかも知れないが、『高藩紀事』には、「七等出仕」とはつきり悌次郎の位階が記されている。何があったのか、注目される所である。

五

この時期悌次郎が若松在任の弟三郎宛に送った手紙が何通か残されている。その中の一つ、十月十九日夜書かれた「御母上様 お清姉様 およし姉様 おつや姉様 三郎様」連名宛の手紙の中に、

(前略) 私事御案思可被下候間、誠二内々申上候処、備前岡山県へ参られる事二内実極り居候へ共、子細有之外県へ参り度と注文中二御坐候、いつれ何時県地へ参候も難斗御坐候間、胤浩妻至急ニ取合せ候積二御坐候、本月廿五日と取極申候間、此段御承知被下度奉願候、よろしき事ニハ取合せこの浩も官ニ就き何よりの面目二御坐候、御喜び被下度奉存候(中略) 追而岡山県等之事、極秘真二御内々二御坐候間、外へは必ス御無用ニ御坐候、(下略)

という記事がある。これによると、十月頃、悌次郎に岡山県出向の内示があったが、他の県にして欲しいと配置換えを願っている最中だというのである。政府側から見れば、この異動は中央政府の制度改革が進む中で、世情の動向を見ながらの人員配置だったはずだが、一方秋月にとってはこの地方は西国漫遊の際の遍歴地であり、戊辰戦争とのかかわりで何か赴任したくない事情があったということだろうか。嗣子胤浩については再任官が決まり、結婚の取り決めも出来ているというところで慶事が続かずだったのである。ところが翌月十一月二十

日の手紙によると、彼がこの直前の手紙で、この月二十八日に故郷に帰ると決めたことと告げたことに対して、故郷の人達からは驚くと共に大反対だといってきた。それに対して、

(前略) 家族始懇友この度の大決ニハ皆以驚人斗ニ而、旧藩之輩往々頻リニ引留くれ落力の向も有之、御旧主様並ニ此迄御寄留相成候高須前知事公等、大困りと被仰下候へ共、先状申上候次第ニ而、右之拙作の趣意故引留くれ候とて留り候儀にあらず、

白露為霜天步難 青雲失路淚闌干
忽然猶得心安地 亦是扱、如県官

今回の私の決心には、家族始め親しい友人達も驚くばかりで、引き留めるため力を落したという旧会津藩の人達もいた。旧主容保公をはじめ、これまで我が家に寄留されていた高須の前知事様も大困りと仰っているとのことだが、先の手紙に記したように、私の気持ちは変わらなないと、その心情を細かに述べている。県官の話がうまくゆかなかつたためらしいことが、書き添えられた詩によって分かる。

六

実はこの問題を考える手がかりの一つが、『太政官日誌』明治九年三月二十五日に見られる。そこには、「本年二月二十八日分」として、「〇位記返上可致事 正七位秋月胤永」とある。辞職免官となっても、通常は位記の返上という事にはならない。この時期、何例かの免官辞令が記載されているのだが、それらは免官のみの辞令と、同じく免官でありながら、同時に位記返上を申し渡す辞令と二種類に分かれています。位記返上というのは、身分上由々しい事態に立ち至っているということの表れではないのか。

ここでこの時期の政治情勢を振り返ってみたい。明治新政府の改革は、版籍奉還、廢藩置県を皮切りに着々と進めら

れたが、その過程で政府内部では内政・外交にわたるさまざまな問題を巡って深刻な亀裂が顕在化していた。明治六年には朝鮮に対する対応を巡って紛糾、西郷隆盛が下野したのを始め、板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣等が参議を辞職する。翌七年二月に、江藤新平・島義勇らをリーダーとして明治政府に対する土族反乱が佐賀で起こった。(佐賀の乱) この反乱は、三月一日平定されるが、国内に与えた影響は大きかった。この年は台湾出兵を巡って事態が二転三転、結局西郷従道は出兵し、事態收拾を図る外交問題に発展する。国内では、政権中枢部の実力者達が施策毎に離合集散を繰り返し、政府復帰、新たな下野など複雑な動きが続いた。その際、佐賀の乱に象徴されるように、急激な事態の展開について行けなかった不満土族を巻き込んだ実力行使という選択が選択肢として浮上することもある。中央政府は綱渡りの状況が続いていた。鹿児島に帰った西郷隆盛が私学校を設立したのは、台湾征討事件のさなかの六月のことである。年ははっきりしないが、「八月十五日左院にて 兄より」という後書きのある三郎宛の手紙がある。その手紙には付記として、「台湾の支那のと申事種々御坐候へ共御同様無禄残寒関係なき身」「時事ハ絶而不申述候也。」とある。内容から見て、明治七年のものに相違ないと思われるのだが、改めてこういう注記が必要な程、言動に気を遣っていたということだろう。

明治八年、そうした動きの中で政府は、異論を押さえるために讒謗律を制定するなど強権的な施策のもと、これまで見てきた太政官改革を始め、大審院・元老院の設置などの政治改革を進めたのである。こうした文脈の中に梯次郎を位置づけてみたとき、どういうことが分かるか。政権担当者内部における対立激化が顕在化するれば、政府機関の末端における派閥的人間関係の軋轢も深化するのは必然である。いわゆる薩長土肥の藩閥に属さず、戊辰戦争当時敵だった会津出身者が置

かれた立場は、非常に微妙で、その一言一句が注目的になるだろう。梯次郎は、こうした政情に対する発言を一切残していない。だが、彼は、明治五年建白書に見られるような世界観のもと、一定の価値観を持って状況判断が出来る人物である。自ら行動を起こさなくても、批評的言辞は洩らすことがあっただろう。彼が共感し、彼にシンパシーを持つ反政府人がいても何等不思議ではない。よく知られているように、萩の乱の首謀者の一人奥平謙輔が、辞世を托したのは秋月梯次郎だった。その乱が起こったのは、翌九年十月二十八日、二十四日の熊本神風連の乱、二十七日の秋月の乱に続き一連の土族反乱の最後に起こっている。しかも、萩の乱に呼応しようとした思案橋事件の主謀者は、永岡久茂ら旧今津藩士である。こうした状況から見たとき、彼が積極的に時局についての発言をしたのかどうかは兎も角として、上層部から忌避されるという事は当然起こりうるのである。その結果が有力な塾生を指導している最中に、辞官帰若という選択をさせたということではないだろうか。その傍証となるのが、辞官だけでは済ませないという政府側の対応策、すなわち位記返上だったのである。

七

これについては、手代木勝任の例が参考になる。

手代木勝任は、先にも述べたように、明治五年十一月に香川県権参事になって、明治七年二月二十一日に高知県権参事に任命されて香川県から転任している。(『太政官日誌』) この時は、江藤新平の佐賀の乱が勃発した時期に重なっている。高知県には、それに同調する動きもあり、事態は切迫していた。そういうところに彼は赴任したのである。この当時の彼の言動について、佐佐木高行の日記『保古飛呂比』に興味深い記事がある。佐々木は土佐藩出身、明治政府では参議・司法大輔・侍補を務め、明治四年からは岩倉使節団の一員として

欧米各国を巡り、西欧の制度文物についての理解を深めて帰国、行政・法制の改革に努め、宮中や元老院を舞台に谷干城・元田永孚とともに天皇親政運動を主導した保守派の重鎮である。この当時佐佐木は、東京にあって高知県下の不満分子の動向に注意を払い、旧藩主山内家や下野した片岡健吉などさまざまな情報を集めて暴発の抑制、治安維持に腐心していた。高知にいた彼の腹心の原轍は、そうした情報を逐次佐々木の許に送り届けていた。その中に、二月二十三日付けの書翰に並べて二月末という日付けの別翰が掲げられている。

「一高知県此の頃の形勢、格別の義も無之候へ共、佐賀県沸騰の次第、昨日蒸気船にて、電信機の注進相達、無何と世上物騒敷様に候得共、是と申事は無御座候、」と始まるこの手紙は、高知県下の情報を箇条書きに整理して細かに分析、「一当時氣遣候処、差当無之候得共、高印下県の上、人心を鼓舞致候時は、元来当県の人気政府に飽き候姿も有之、格別名望ある人故、人氣を転候様相成候程も難計、此所聊か掛念仕候事に御坐候、表面には公平相唱、陰に事を相謀り候見込は難免、(下略)」と、高印なる人物の動向に注目している。この書翰中では、片健(片岡健吉)とか岩公(岩倉具視)など、人物名を略称で記す例が多く、これが誰であるかは分からない。その中に、「一手代木氏議論、確乎征韓民議論等を甚不取高印等を甚忌候議論頼もしく、過日一兩度直話仕候事、」(『保古飛呂比』卷三十四)という記述がある。「高知県下では最近目立った動きはなかったが、佐賀の乱の電信機による連絡第一報が昨日蒸気船によってもたらされた。」と始まるその内容の中に、高知県では、政府の人氣に陰りが見られるので、人望のある彼が扇動すると、厄介なことになるかも知れないというのである。その点に関して原が、転任して日の浅い手代木と面談して彼がどういう考えの持ち主なのかを確かめ、信頼できると報告しているのである。

手代木が評価されたのは、当時話題になっていた征韓論、民議論には与せず、高印を忌避すること甚だしいという点にある。その結果、とても頼もしく思われて、先日再度また議論したという。

佐賀の乱の際にはこのように評価された手代木勝任であるが、太政官日誌明治九年の項には、

五月九日、手代木勝任、依願免兼官。高知県 権参事 七等判事

(注 明治九年八月の官員録には、「高知県」権参事 兼 七等判事

正七位 《手代木勝任》アヲモリ」という記事がある。これは恐らく兼

官免になる以前に印刷用原稿ができていたということであろう。)

十月十二日、手代木勝任、高知県権参事を依願免本官。

という記載がある。五月初めに七等判事の職を辞し、さらに十月にいたって権参事の職を辞したというのである。依願免官であるから、転任ではない。時期的に見て、秋月の免官とほとんど時を同じくしていることが分かる。

国内の政情不安が極限に達したこの時期、神風連の乱に始まる一連の士族反乱が相次いで起こっている。彼等の処分は、政権内部にある不穏分子に近い不確定要素を取り除こうという力が働いた結果という見方が出来るのではなからうか。ただ、先原書翰に見る様な考え方で地方官として実績を上げていた手代木と、中央官庁にあって他とは異なる見識を持った秋月とで、自ずから処遇に差が出てきて不思議ではない。萩の乱の首謀者の一人奥平謙輔は、十二月三日斬首されるが、その直前獄中で作った「檻車の引」は、彼のもとに届けられている。このことから分かるように、北越潜行以来、奥平と秋月とは、心情的に非常に近い存在であった。この詩が秋月の許に届けられたとき彼が慟哭したことはよく知られている。事件直後の発言は何処にも残されていないが、後年彼は、奥平謙輔の遺稿集『弘毅斎遺稿』を編纂して、彼を追悼している。秋月の処分がきびしかった所以である。一

方手代木勝任は、東京に戻ることなくこの嵐の時期をやり過ごし、免官時に相次いで起こった士族反乱の最後となった明治十年の西南戦争後、程なく復職したらしい。明治十一年十二月の『改正官員録』の岡山県の郡区職員部に、「川上郡長 正七位 《手代木勝任》」とあって、彼は位階返上などの処分も受けていなかったことが分かる。彼は悌次郎に内示があった岡山県に赴任している。一方悌次郎は、郷里に戻ってから追い打ちをかけるように位記返上の沙汰があった。彼はこの時文字通り、全くの無官無位となったことになる。

八

この帰郷はすぐ実行に移されたわけではない。八十五歳になった母親の扶助を巡る姉たちの心配が大きな問題だった。出された年は不明で、母の年齢から逆算すると、明治八年と云うことになるが、帰若との関係から見ると恐らく明治九年と思われる一月九日付けの手紙がある。冒頭宛名に「御津屋様、御か、様御始御同覽」とあるこの手紙は、長々の滞京を詫びた後、三郎が母の扶養について姉たちの言ったことをひどく気にして悌次郎に相談したことを受けて、文中

(前略) 両姉様御出被成候而も、三郎なければ主とし而御か、様を御養ひ申上候様無御坐、又私居候而も同様三郎なければ御孝養届き兼候、仍て三郎ハ御か、様の御守人ニ而、孝養の主ニ御坐候間、両姉様、私ハ別居別もの故、孝養の加勢人ニ御坐候、尤姉様トハ乍申御婦人杯の事御十分の行届なき勝ちゆへ、何事も三郎へ御まかせ、氣二掛ル様なる事ハ以来決而御申被成間敷候、只六十より五十位迄の兄弟、八十五の御か、様被為入ニ、少しも不和様の事生し而ハ決而よろしからず、其上両姉様も御老人ニハ御坐候得共、八十五の御か、様より見れハ、皆子供ニ御坐候間、両姉様共真ニ子供ニ御なりは、顔杯ハ少しも不被成、御三人合力ニ而御

養ひ上被下度願上候、何事もサラリト兄弟打明し而御相談被下、アルモナキモ丸出シニシテ兄弟中ニ而、義理我慢□等ナキ様ニ被為下度候、其方却而御か、様も御喜被下候義ト存候間此状御か、様御前ニテ御三人様御一同御読被下度候、(下略)

と、三郎を中心にして、心を合わせて扶養してくれるよう頼んでいる。戊辰戦争後、斗南移住という苦難を経て、会津の旧藩士の生活の厳しさは他国の状況では想像できない程のひどさだった。秋月一族は、悌次郎の仕官などもあって、まだしも他と比べると豊かだったに違いない。彼自身在京中から、土地を買い増して農業に従事すること、茶や桑を植えて殖産の道を講ずることなど、何くれとなく三郎に指図している。そんな中で彼が帰郷することになれば、という心配だったのだろうか。この時悌次郎は五十三歳、「六十より五十位迄四人の兄弟八十五の御か、様」ということには胸をつかれる。それにしても、本家ではなく分家に出た秋月兄弟が母の面倒を見ていることなど、微妙な問題があることをうかがわせる状況ではある。

帰若二年後の明治十一年、悌次郎は母の八十八歳米寿を祝う盛宴を開いて母の長寿を祝った。容保公の歌集『芳山公御歌』に、その時容保公が詠んだ歌が残されている。

秋月胤永か母の八十八の賀に松竹梅をよめる

松の風竹にもちよの声たえぬ 宿そと梅もなほかをるらん

これまで見てきた手紙の内容といいこれといい、旧主容保公と悌次郎との関係の深さを偲ばせる事例である。

九

坂口筑母の『旧雨社小伝』によれば、悌次郎は、明治七年旧雨社の同人になるが、帰郷と共に退社、森春濤編の『旧雨詩鈔』に掲載された詩編は「北越潜行詩」以下四首、いずれも旧詩であって戊辰戦争後

高須に抑留されていたときの懐旧詩であり、新作はない。これとは別に、『韋軒遺稿』中には、『不忍池旧雨社小作』として、「七步成篇皆絶倫。愧吾曳白敗余人。誰知抗戰戍辰役。滿腹文章飛作塵。」という詩が収められている。明治五年特赦され任官の辞令を受けたとき彼は、
特赦任官。因賦。

囚余措大有余栄

囚余の措大、余栄あり。

九死何因得一生

九死、なんぞはからん一生を得んと。

地下故人応我笑

地下の故人、まさに笑うべし。

厚顔復入帯王城

厚顔、また帝王城に入る。

と歌ったが、帰郷したとき、

婦耕養親於若松。有作。

日暮親耕豈苦辛

日暮親耕、豈苦辛ならん。

閑雲孤鶴永占春

閑雲孤鶴、永く春を占む。

誰知意氣異前日

誰か知らん、意氣前日に異なるを。

曾是官員録裏人

曾てこれ官員録裏の人。

と自適の心境を吐露している。だが、こうした帰郷前後の状況を考えると、事はそれほど単純ではないと云えるだろう。

帰郷した彼が心を用いたことは一家の生計を立てることであったが、それと共に従来から気にかけていたのが会津地方の産業の振興、旧士族授産の問題であり、その一つが、会津特産の人参の栽培・販売のための組織を作ることであった。有志の働きかけを受けて彼は、地元での出資金を募ると同時に、中央官庁にも働きかけて、開業資金抛出の運動を始めた。会社組織を整え、趣意書を持って彼が上京したのは、明治十一年四月のことであった。この間のいきさつを記した七月二日付の手紙がある。

(前略) 廿八日佐野・佐藤、胤孝方へ参り、廿九日兩人宿所小網町へ移居、県官村上清通相尋ね候処、出願書類は去月廿三日差出

し都合も宜敷趣二御坐候、ヒクキ県官故内務省高等官員へ直二談スルハ不都合故、貴君宜敷御談判有之度ト申二付、勸業掛干坂ト申二等官員へ一昨朝談判に及候処、此度ハ間違なし御安心と申聞候、仍而最早人參掘取の時節迫り候間、至急と御指令被下度と申セハ委細承知ナリ、同人ハ元米沢の家老千坂太郎左衛門二而、胤永昔年越後戦地二而の懇意人なれハ大喜ひ、朝より酒を催し内外都合宜敷御坐候、乍去此等之義、外談ハ無用、右宿所不都合故昨日より元の橋本町三丁目長崎屋に移転いたし候、留守中の事万事よろしく御依頼いたし候 (下略)

自分ではすぐには何とも出来ないからと、悌次郎に直接高官との交渉を勧めた担当者により、勸業掛に会いにいった所が、その人物は何と戊辰戦争当時悌次郎が開城交渉に赴いた米沢藩の家老だったというのである。以後とんとん拍子に話がまとまり、九月二十一日には、貸付金二万五千円交付と三郎に報じている。この間、八月二十五日には、二十三日夜に起こった近衛兵の反乱、いわゆる竹橋事件の詳細を報じる手紙も残されていて、長期にわたる出京の様子が想像できる。同年十二月、官金二万五千円の貸し付けを受けて、三万三千円の資本金により弘業会社創設、彼は初代社長となる。主たる目的は人参製造の保護奨励で、人参の買入れと同時に、資金の貸し付けを行った。明治十二年中の貸出残高は、二万三百十八円だった。『会津若松史』(第六卷) 正式の開業は明治十四年か、彼が社長を辞して上京した後、明治十四年四月二十四日付の三郎宛手紙の中に正式開業を祝う言葉が見られる。

十

こうした実利追求の施策の外、もっと大がかりな士族授産計画に力を貸したことがある。世にいう安積疏水開拓事業である。

明治十二年十月十三日、天皇に近侍して天皇を補佐する侍補制度が廃止された。それまで侍補だった佐佐木高行は、十月二十三日宮内省御用掛となり、即日太政官の「御用有之、奥羽地方へ被差遣候事」という辞令を受け「該地方民情、篤ト視察スベシ、」という勅語をもらい、宮内属官藤田一郎を連れて十月二十九日東京を出発した。藤田は東北地方出身で何かと都合がよかったからである。この巡察の様子は『保古飛呂比』に詳しい。それによれば、彼は、二十九日は関宿に泊り、以下三十日宇都宮、十一月一日太田原、二日芳沢と順調に旅程をたどっている。（『保古飛呂比』八）

この巡察旅行について佐々木は、十一月二十四日、藤田一郎からの手紙の内容に注釈を加える形で

今般巡視ニ付テハ、最モ手輕ニ致シ、人民ニ直接致シ候心組ニテ、福島ハ最初ニ巡視ノ筈ナルモ、態々白川駅ヨリ直ニ会津ニ夜中入り込ミタレバ、郡役場ニモ不心得程ニテ、追々郡役所吏員及ビ土地ノ有志等訪問、其中旧藩士秋月禎次郎ハ、兼テ知人ナレバ、来意ノ趣ヲ通知シ、同人モ来リ、夫ヨリ両地方吏員ノ手ニ寄ラズ、会津地方ハ巡視相済ミ、松原越ニテ米沢地方ニ赴キタルニ、と書いている。それによると、今回の巡視はもっとも手輕な形で実施し、直接現地の住民に接するつもりであること、福島は最初の視察地の筈だった。白川駅から直接会津に到着したのが夜に入ってからだったので、郡役所なども到着を知らない有様であったが、追々役所の吏員や地元有力者達が訪問してきた。その中で秋月は旧知だったので、会津に居ることを知らせたところ、秋月がやってきたのでそれから役場吏員の手を借りずに巡視を済ませたというのである。佐々木の民情視察がどのようにされたかを知ることの出来る興味深い例だと云えよう。

このことを裏付ける秋月の手紙が、『保古飛呂比』には収録されて

いる。

一秋月氏書簡、左ノ如シ、
拜啓仕候、昨日は弊店へ御枉車被下候処、何たる風情も無御坐、御疏待申上候条、奉恐謝候、然は、本郷村瀬戸取扱格（マ、）番松下作十部と申者差上候間、同人御案内申上候様申聞候に付、諸事被仰聞下度申上候也、

十一月六日

秋月 胤 永拜

佐々木議官公

閣下

追テ、諸認物出来候上、晩刻迄ニ参館仕候、右ハ、会津地方巡回中ナリ、

引用末尾に、これは会津地方巡回中のことだと断っているが、佐々木は秋月の家を訪れ、秋月の手配した人物に道案内をもらったということである。諸認めもの云々というのは、佐々木が何か揮毫を頼んだということだろう。二人の親密な関係をうかがい知ることが出来る。佐々木の巡視は禎次郎に一大決心をさせるきっかけとなったようだ。明治十三年一月の『保古飛呂比』に、十三日付の秋月の手紙が掲載されている。

一秋月氏書簡、左ノ如シ、

謹啓仕候、奉別来御起居不相伺、海老名郡長ヨリ一応ノ御左右申遣候へ共、其後絶テ不相分、此寒天御巡視、始終御尊申上、御案思致居候処、如何被為在候歟、率土ノ浜通り辺ハ、嗚々御難渋被為在候ハン、其土地々々ノ人々ハ、実ニ狭縦ノ思ヲナシ候ハンナレ共、冒寒ノ御障リ等無之様、祈居候事ニ御坐候、品々取調相揃候テ、福島差上度心得に御坐候へ共、奉別後老母儀漸次様子悪シク相成リ、十二月尽日ヨリ更ニ不宜、始終三度ツ、酒養共相用候へ共、言語手足共六ヶ敷、既二十九歳ニ相成候事故、氣力精神朝

暮二替り乏シク相成、四日午前引取り申候、御咄申上候通り、少年ノ時出郷、婦耕侍養僅ニ四五年ニテ相別レ、痛哭ノ至リ御憐察被下度候、尚御帰京ノ上、是ヨリ可申上候ハン、不幸前既ニ彼ノ社務モ相断リ、一閑人憂鬱鬱屈而已ニ暮シ居候、別詩聊カ微意陳述、左右ニ呈候、何レニモ時下御厭ヒ、早ク御帰京御献策被為在、春陽万木ノ開花ハ、共ニ非常ノ御直旨御発令被為在候様、辺地ノ人々奉祈候計リニ御坐候也、

一月十三日

佐々木議官公閣下

秋月胤 永再拜

他地方巡視中の佐々木に対して悌次郎は、東北地方辺境の現状をしっかりと見届けて、天皇に報告して欲しいと願ひ、さらに母が天寿を全うしたことを述べている。その中で、母が亡くなる以前に思うことあって会社社長を辞した。現在の心境を記した詩をお目にかける。事情は東京にあなたが戻られた後報告したいという。更に別紙で、東京で仕官している子息胤浩が、微官ながら洋行希望なので、気にかけてやって欲しいと、非常に私的な願ひを書き記している。この辺り、さらに別の一通では、同郷の画家野出なる人物について、才能があるが、不遇なので東京に出してやりたい、書生にでもしてくれないかなどという一月二十五日付の手紙も残されていて、二人の親密な関係を知ることが出来る。こうしたやりとりがあった後、悌次郎は四月に出京、十日東京につき、四ツ谷大番町に居を構える。東京における再出発である。

上京した悌次郎は、この年、岩倉具視が谷干城等とはかり創設した斯文学会の書記兼室長として勤務することとなった。ちなみにその他の役員は以下の通りである。会長有栖川宮、副会長谷干城、学監河田剛・重野安禔。〔『斯文学報』・『日本漢学史』〕

十一

巡視を終えて帰京した佐佐木高行は、三月十三日、元老院副議長に任命される。元老院には、各種建白書、嘆願書の類を受け付ける機能を持っていた。この結果、彼の手許には、巡察した各地の首長からの報告書、嘆願書の類が多数寄せられた。その中に、旧会津藩士海老名郡治の息子季昌からの、昨年十二月に山形県二等属庶務課長に昇進したという一月十八日付けの礼状、福島県書記官中条政恒の磐城新潟間の道路改修・開成山御分袖についての三月二十五日付けの返信、谷地頭在住の旧会津藩士広沢安任が、上京したいという願ひを聞き入れたことに対する礼状、関連して斗南人についての願ひ、馬匹の註文があれば用意する杯という内容の五月九日付けの書状、明治十三年七月十日付けの青森県斗南藩士族総代三本木村桜井政衛・五戸村倉沢平次右衛門連署の旧斗南藩士救済のための計画に関する青森県知事山田秀典宛の歎願陳情書を付した青森県上北郡長藤田重明からの七月二十六日付けの書状、さらに

右旧斗南藩士族ノ取扱、菱田権令(大垣人)頗ル苛酷ノ取扱致シ候趣、其事情ヲ聞クニ、実ニ可憐次第二付、其ノ辺ノ事情ハ筋々ハ十分申立テタリ、

とあって、別紙明治四年以来の経過を記した嘆願書、それらの陳情について、事情は分かるが、他藩の旧士族にも同じ問題があり、個別の陳情には応じられないという、内務省より発せられた直願採用の出来ない旨の論達とそれに対する奉答書(最後は明治十三年)のやりとりを記した「御論達理由書并奉答書」があって、以下のような文章が続く。

(参考)

一 会津ノ事ニハ心配セシニ付、左ノ書類、松平氏ヨリ送ラル、依テ茲ニ載セツ、

ここにいう松平氏とは、旧会津藩主松平容保公のことである。佐々木は、旧会津藩士の現況を心配していたという。そこへ容保公からの文書が届けられたので以下に記載するといふのである。

旧会津藩士族窮迫ノ景況

旧会津藩士ノ義ハ、戊辰ノ役、丈夫多クハ戦歿、其余生ヨ日後ニ存スル者、老幼婦女子ニ非レバ、当時ノ負傷者ニ過ギズ、是ヲ以テ、固ヨリ将ニ一家ノ生計ヲ維持スル能ハザラントス、復タ、奚ゾ新ニ産ヲ興ヌヲ得ンヤ、況ンヤ亡国喪家ノ余、財貨全ク竭キ、氣力既ニ衰ヘ、高田ニ東京ニ拘囚ノ身トナリ、父兄子弟ノ遺骨ハ草野ニ暴スモ、之ヲ斂葬スル由ナク、無比慘犯ノ境ニ沈ミ、無情悲哀ノ憂、胸裏ニ鬱堆スルノ時ニ於テヲヤ、故ニ其旧主松平容大、新ニ斗南ニ封セラレ、彼ノ地ニ移住以來、其士族救済授産等ノ為メ、數回多額ノ金米ヲ恩賜セラレタリト雖モ、中間ニ徒耗スル者多ク、其余ハ旅費・糊口費ニ供スル而已、未ダ就産ノ費ニ充ルニ足ラズ、必竟、該士族懶惰徒食セシニ非ズシテ、授産ノ方ニ於テ、其人其宜キヲ得ザル為メ、特別ノ恩賜モ徒ラニ水泡ニ帰シタル也、明治六年頃ヨリ斗南ヘ移住ノ者共、漸々当県下若松ニ復歸スル者多ク、是皆確タル目的アリテ歸來セシニ非ズ、念ニ故国ノ旧態ヲ忘ル、能ハザルヨリ、故山ニ到ラバ、亦活計ヲ得ルノ方便モ有ラシカト、漫ニ空想ヲ起シ、斯ノ挙動ニ及ビタル者ナレバ、若松ニ達スルヤ、忽チ路頭ニイミ、窮岐ニ彷徨シ、僅カノ知音ヲ手寄り、日雇賃ヲ収メテ糊口スル者アリ、又、矮小ノ草居ヲ借り、三四戸共居同炊スル者アリ、又社殿仏堂ノ軒下ニ雨露ヲ凌グ者アリ、男子奴僕トナリ、女子ハ婢妾トナリ、僅々ノ給金ヲ得テ、老耄幼稚ヲ養フアリ、然レ共、一朝不幸ニシテ其疾病ニ遇ヘバ、之ヲ救済スルノ資無キ而已ナラズ、之ガ為メ、老幼殆ンド共ニ飢寒、死ニ瀕スルニ至ル、素ヨリ家屋・田園・公債証書ハ、十有三年來、之

ヲ手ニセシ事アラズ、近来ニ至ツテハ、物価騰貴、世上節儉、奴婢・日雇ノ需要ハ昔日ニ半バス、故ニ襤褸体ヲ蔽ハザルモ、之レヲ補フ能ハズ、糊飯腹ニ充タザルモ、之ヲ得ルニ所ナシ、些少ノ蔬菜等ヲ手ニシ、人ノ門戸ニ就テ、窮迫困窮ノ状ヲ説キ、買収セラレン事ヲ乞フ者アリ、人皆之ヲ憐ミ、多少米金ヲ与フ、此ノ如キモノ比々トシテ日ニ多キヲ加フ、苟モ之ヲ実見スルモノ、誰歟涙ヲ揮ハザランヤ、其ノ恒産ナキ此ノ如シ、然ルニ、尚且幾分ノ恒心ヲ存シ、未ダ曾テ盜トナラザルモノハ、実ニ幸ナリト雖モ、困窮切迫ノ状ニ至テハ、既ニ其極ニ達シ、天下無比ト云フモ不可ナキ也、夫レ、方今旧会津藩士ニシテ本県ノ籍ニ在ル者、大略三千戸、而シテ一モ一宇ノ家屋ヲ有セズ、二畝ノ田園ヲ存セズ、二枚ノ公債証書ヲ手ニセズ、艱難困迫、朝夕ヲ保タズ、其ノ間或ハ吏トナリ、巡查トナリ、教員トナリ、糊口スル者アリト雖モ、一朝之ヲ離ル、時ハ、則チ依然タル窮民ノミ、戊辰自ラ招クノ罪ト雖モ、之ヲ他ノ国事犯者ニ比スルヤ、実ニ憐ムベキノ情態アリ、之ガ立産ヲ謀リ、之ガ救済ヲ議スル者、尤モ止ムヲ得ザル也、今ヤ松平容保断然決意、上下ノ為メ尽ス所アラントセリ、不忍ノ心ヲ以テ不忍ノ政ヲ行フハ、其今日ニ在ル乎、(卷四十七・明治十三年(八月)二七一)

この前文の後に、

松年容保父子開墾地ニ移住旧士族授産ノ計画ヲ為スガ為メ恩賃金概算

一金拾八万円但、無利息十ヶ年置据、二十五ヶ年賦上納、是ハ、青森県上申斗南士族千戸六万円ノ比例ヲ取り、彼此同一ノ目的ヲ以テ、現ニ本県ノ籍ニ在ル者、又ハ他ヨリ入籍スル者、大略三千戸ト看做シ、本願ノ如シ、

という概算費用算出をした上で、容保公の嘆願書が続く。

一 臣容保、誠恐誠惶、頓首、恭ク惟ルニ、維新以來數百年ノ旧弊ヲ破リ、天地ノ公道ニ基カレ、内ハ則大宝・養老ノ旧ニ溯リ、外ハ則万国ノ粹ヲ取り、大綱既ニ立チ、万目モ亦拳ル、是、人オヲ用ヒ、門閥ヲ問ハザルヲ以テナリ、豈凶ランヤ、不肖臣ガ如キ滔天ノ罪アルモ、独リ其ノ死ヲ免ル、而巳ナラズ、更ニ華族ノ末ニ列ナリ、高位ヲ辱フシ、其旧ニ復セラル、ニ至ル、天恩ノ隆渥ナル、山岳猶低ク、蒼海尚淺シ、何ゾ其感激ニ堪ヘン、粉骨碎身、以テ 聖恩ノ万一二報ヒ、擢髮ノ罪ヲ贖ハントスルモノ、茲ニ日アリ、如何セン、人才既ニ朝ニ滿チ、百揆又皆宜シキヲ得、臣ノ如キ者復タ力ヲ出スノ地ナキヲ、然レ共、熟々当今ノ急務ヲ考フルニ、殖民興産ニ在リ、政府、夙ニ北海道ニ開拓ノ使ヲ置カレ、今又、福島県下猪苗代ノ湖水ヲ開鑿シ、之ヲ曠野ニ灌ギ、教育千年不毛ノ地ヲ以テシテ、水田桑麻ノ郷トナス盛挙アリト聞ク、是レ乃チ、臣ガ身命ヲ抛チテ洪恩ニ報スルノ秋ナリ、臣、今回若松ニ到リ、帰途故ラ二道ヲ開成山ニ枉ゲ、開墾実地ノ景況ヲ親履目撃シテ、感憤ニ堪ヘザル所也、故ニ断然志ヲ決シテ開墾地ニ移住シ、旧臣等ト精撰誘導シ、之ヲ率先鼓舞シ、以テ心身ヲ拓地興産ニ委ネ、国家ノ万一二補アラシム事ヲ期セリ、旧領若松地方ノ如キ、各種固有ノ物産アリ、既ニ興スモ、今將ニ愛顧セントスルモノ不尠、殊ニ土族ノ如キハ、既ニ困難ノ極ニ陥リ、奈何トモスベカラズ、而シテ近頃、頻リニ復祿ノ嘆訴ヲナシテ止マズ、頗ル政府ヲ煩ハセリト聞ク、理ナキノ訴ナルハ言ヲ待タズト雖モ、臣、實ニ痛心セリ、故ニ彼ノ旧臣等ヲシテ、一面移テ開墾ニ従事シ、一面居テ物産ニ従事シ、力ニ食シテ産ニ就クノ道ヲ知ルコトヲ(得脱カ)セシメソト希欲セリ、誠ニ如此スル十年ヲ経バ、人物興産ト共ニ稍繁殖シ、廿年ニシテ成ル事アラン、是ニ於テ歟、地方以テ富ミ、輸出ノ一端ヲ補ヒ、又以テ彼ノ旧臣等力食ノ權ヲ得、

永ク寒餓ノ憂ヲ免レ、遊惰ノ輩モ又觀感興起シテ、遂ニ其所ヲ得ルニ至ラン、是レ臣ガ力ヲ尽ス所ニシテ、以テ洪恩ノ万一二報ズル所以ナリ、然レ共、是レ豈ニ赤手能クナス所ナランヤ、如何セシテ止マザル所ナリ、伏シテ願クハ、微衷ヲ憫察セラレ、相当ノ殖産資金ヲ、十五ヶ年無利子据置キ、末十五年賦返納ヲ以テ、貸下セラレ、且、開墾地ノ内幾部分ヲ下付セラレ、臣ヲシテ其力ヲ尽スヲ得、永ク素餐ノ責ヲ免レシメン事ヲ、大命一下、急ニ是レガ措置ヲ賜ハリ、特別ノ御詮議ヲ以テ前額御許可被成下度、凡ソ物種ヲ播スニ機アリ、菓ヲ結ブニ時アリ、結果ノ美ヲ見ント欲セバ、播種ノ期失フ可カラザル也、謹デ別紙殖産資金取扱概旨一通ヲ添ヘ、以テ仁裁ヲ仰願ス、臣容保、泣血頓首再拜、(卷四十七、明治十三年(八月)二七三)

その上で、別紙の具体的な計画書が添付されている。

殖産資金取扱概旨

第一条

資金額〇〇万円ト假定シ、十五ヶ年無利息据置、末十五年賦返納トス、其組織ハ、一面開墾ヲ振興シ、一面旧土族一般ノ就産ヲ奨励スルモノトス、

第二条

〇〇万円ヲ区分シ、四分ノ三ヲ事業金トシ、四分ノ一ヲ準備金トシ、国立銀行等へ預ケ、蓄息法ヲ設ケ、返納金ニ充ツ、

第三条

資金ハ、戸別ニ対シ貸与セラレタル者ニ非ザレバ、決シテ一戸別ニ配与スル等ノコトハ為サザルモノトス、故ニ、每家容喙(喙)スル權理無之モノトス、

第四条

開墾ニ従事スル者ハ、開墾成規ヲ奉ズ、

第五条

第二条事業金ハ、直接ニ、事業ヲ操ラヌ者ニ対シ、其力足ラザルヲ佐ケ、補金ヲ貸付スルモノトス、

第六条

補金ヲ貸付シタル者ニ対シ、始終其事業ヲ監督スベシ、

第七条

資金ノ出納、事業ノ進退、一切地方庁ノ監督ヲ受クベシ、

第八条

補助金ヲ貸付スベキ事業ハ、大概如左、

第一 養蚕

第二 紡織

第三 漆器

第四 陶器

第五 製糖

第六 摺付木

第七 植樹

第八 開墾

第九 製塩

第九条

第八条補助金貸付高ハ、其事業ノ性質ニ応ジ、其金高ヲ定ムベシト雖モ、成ル丈ケ之ヲ微少ニシ、数回ニ補助スベシ、

第十条

補助金貸付ニハ抵当ヲ徴シ、低薄ナル利子ヲ付シ、抵当ナキ者ハ保証人ヲ設ケシム、

但、事業ノ性質ニ依リ、無利子ニテ貸付ル事アルベシ、以上

右ノ通り、目的ヲ定メ、其規則ハ更ニ編成ニ及ブベシ、明治十三年八月

十二

容保公の嘆願書は、戊辰戦争以来の過誤を詫び、明治新政府の施政の徳をたたえ、その上で旧家臣たちの窮状に言及する。そして、家臣団共々率先して開拓地に移住し、政府の殖産事業を補助したいと述べるなかなかの名文である。実はこの容保公の嘆願書は、悌次郎の起草したものである。悌次郎の弟三郎の曾孫秋月孝真氏のもとに残されている文書の中に、「嘆願書」と題する草稿があり、『保古飛呂比』所収のものと比べてると、二、三字の修正以外ほとんど同文である。ここに見られる計画は、非常に丁寧に作成されていることが分かるのだが、これこそ福島県に勤務していた中条政恒が、計画を練り明治十一年頃から着々具体化していった安積開拓による旧会津藩士（すなわち旧斗南藩士）救済の最大のプランに基づくものだったのである。『安積事業誌』（中条政恒、歴史春秋社）これは全国の困窮士族授産の目的で、当初は一千戸入植という計画であったが、入植者数を六百戸に減じて実施が決まった。そのうち会津関係では、旧藩主松平容保、容大父子以下、旧藩士二百家族を猪苗代地方に移住させるという大規模な計画で、容保公の同意を得た上で、関係部署に働きかけることとなった結果が、この嘆願書となったものである。

『安積事業誌』によれば、

中条君合県後、深ク之ヲ憐ミ居ラレシガ、幸ヒ這般対面原ノ事アレバ、此原野ヲ以テ旧会津君臣ヲシテ、所ヲ得セシメントノ心算ニテ、岩倉右大臣・伊藤内務卿へ内談ニ及バラタルニ、頗ル賛成ナレバ、松平容保君ニモ話サレタルニ、是又移住ノ大決心ヲ表セラル。依テ事情ヲ詳述シ、決行差支ナキヤ否ヤヲ在県山吉氏へ問合ラレタルニ、必ズ決行ヲ期ス。乍去公然上申ノ手續キハ、御帰県御相談ノ上ニ進達スベシ、只今内情丈ヲ堅固ニシテ帰県ヲ乞フトノ直書返答アリ。中条君依テ其旨ニ従ヒ、猶当局諸公ト内議ヲ

決シ、不日上申次第拾九万円余下附ノ内約ヲ結びテ帰県セラル。此際容保君ハ親シク岩倉右大臣・伊藤内務卿等ヲ訪ヒ、其誠心ヲ縷述シ大ニ賛成ヲ受ケラレタリキ。当時此説ニ賛シ力アリシ者ハ家合沢全秀・家扶中村某・藩士秋月胤永・赤羽友春等ナリトス。中条君ハ政府ノ信用厚ク、言聴力レ謀行ハレ、宿昔ノ志ヲ全フスルノ機会ニ到達シタリシニ、

とその間の事情が記されていて、事前に容保公自身が政府関係者伊藤博文や岩倉具視に働きかけていることが分かる。細心の注意を払った計画だが、ここで注目されるのが、地元で賛意を表した人物として、秋月胤永の名があることである。弘業会社関係での活動の外に、士族授産のために積極的に中条と連携していたことをうかがわせるもので、施策に賛同して協力するという以上に、松平家の代弁者として草稿を執筆しているということになる。振り返ってみれば外交文書の執筆、交渉は、会津藩公用方以来悌次郎に課せられていた職務であった。明治十三年、すでに東京に出ていたにもかかわらず、悌次郎はこの嘆願書の草稿を作成した。彼が如何に容保公の信任を得ていたかを知ることの出来る貴重な資料である。

福島県は、明治十三年八月下旬から旧藩士達にむけて、安積開墾入植者募集を始めていた。この計画はほぼ具体化寸前までゆくのだが、時の県令の横やり、会津からの入植に対する地元住民の反発などがあって、立ち消えとなる。他県からの入植者が順次受け入れられて行く中で、会津からの入植者は小集団、分散的に実施される。そこは狭くて不毛な土地が多く、悲劇の入植と云われることとなった。

十三

結果は悲惨であったが、士族授産による現状打開の動きの一つとして大きな意味を持つことは間違いない。この時期、こうした旧藩士救

済の試みがさまざまな形で計画され実行されようとしていたこと、その中で弘業会社と安積開拓については、郷里に帰った秋月悌次郎が積極的にかかわる姿が見える。同じ頃、福島県では、河野広中等による自由民権運動が広がりをみせる。そうした動きと一線を画しながら、彼等とは異なる発想で現状打破を図ろうとする悌次郎の姿勢には、彼の身につけていた思想の具体化という一面があることを忘れてはならない。

明治十三年彼は五十七歳になっていた。

二〇一三年十一月十四日

この項了